

「私の関ヶ原」写真コンテスト2019春・夏 募集要領

1 主催者

岐阜県

2 作品のテーマ

自身が「これが私の関ヶ原」と思う、四季（春又は夏）を感じさせる作品
～「関ヶ原の戦い」や「関ヶ原古戦場」、「東西文化の結節点である関ヶ原」など、
ご自身が「これが私の関ヶ原」と思う、「春」又は「夏」を感じさせる関ヶ原の風景
やイベント等の写真を、幅広く募集します～

3 作品の種類

写真

4 作品の規定・規格等

- (1) 撮影場所
 - ・岐阜県関ヶ原町内で撮影したものに限ります。
- (2) 撮影時期
 - ・平成31年（2019年）1月1日以降のものとします。
- (3) 作品サイズ等
 - ・サイズは「A4」、「四切」のいずれか。
 - ・カラープリントの応募のみとします。
 - （デジタルデータによる応募は不可。）
 - ・組写真、加工・編集された画像のものは不可とします。
- (4) 特記事項
 - ・自作未公表の作品とします。
 - ・自作でない作品、あるいは発表済みとみなされた場合には、受賞決定後においても取り消します。
 - ・他の作品の模倣・類似と認められる作品は、受賞決定後であっても賞を取り消す場合があります。
 - ・作品中に、他人が著作権等を持つ著作物等が含まれる場合には、応募者の責任において、その著作物等について著作権者等から応募のための複製等の利用許諾を得るものとします。また、人の肖像等を利用する場合についても同様とします。
 - ・応募作品に、応募票（住所、氏名、年齢または学年、連絡先、採用された場合に表示する氏名又は変名（ペンネーム）など）を貼付してください。（応募票は募集チラシに掲載）
 - ・パネル、台紙貼りは不可。
 - ・応募作品は返却しませぬので、あらかじめご了承ください。

5 応募資格

制限はありません。プロ・アマ問わずどなたでも応募可能です。

6 応募点数

1人5点までとします。

7 応募料

無料です。

8 作品受入期間

令和元年9月2日（月）から9月17日（火）まで（必着）
（期間外は作品を受け付けることは出来ません）

9 作品受入方法

郵送又は持参

【作品受入住所・宛名】

〒503-0006

大垣市加賀野4丁目1番地19

日本イベント企画株式会社内

「関ヶ原写真コンテスト運営事務局」行

問合せ先 0584-71-6131

（ご持参される場合は、上記8の期間で10時～17時にお越しください）

※パネル、台紙貼りは不可。

10 選考方法

主催者が委嘱する審査員（4名）から構成する選考委員会により、令和元年9月下旬に表彰作品13点を選考し、県が決定します。

<審査員（五十音順）>

浅井 慎平（写真家）

クリス・グレン（ラジオDJ / 関ヶ原古戦場グランドデザインフォローアップ懇談会委員）

前田 真二郎（映像作家 / 情報科学芸術大学院大学 [IAMAS] 教授・附属図書館長）

光田 由里（美術評論家）

11 受賞作品の結果通知、発表

(1) 令和元年10月上旬までに、受賞者のみに通知します。

(2) 岐阜県のホームページにて、次のとおり結果を公表します。

岐阜県 関ヶ原古戦場整備推進課

検索



(3) 選考講評を前記のホームページで紹介します。

(4) 受賞作品・受賞者はマスコミに情報提供します。

(5) 選考結果の問合せについては対応できません。

※本要領において、「受賞作品」とは、次項「12 表彰・賞金」にある岐阜県知事賞、優秀賞、入選に決定した作品を示します。

12 表彰・賞金

| 表彰 | 点数 | 賞金 |
|--------|---------|------|
| 岐阜県知事賞 | 1点 | 30万円 |
| 優秀賞 | 春・夏 各1点 | 10万円 |
| 入選 | 10点 | 1万円 |

13 表彰式

令和元年10月に岐阜県関ヶ原町内で表彰式を行います。受賞者には、表彰式への参加をご案内しますので、ご参加ください。

14 受賞作品の展示等

全ての受賞作品については、県のWebサイトに掲載します。このほか、県内の文化施設や観光施設等において、展示を行います。

また、受賞作品を、県が管理、作成、運営する各種媒体（印刷物、Webサイト、SNS等）や、県が観光振興及び文化振興に寄与すると認める各種媒体に利用する場合があります。

15 受賞作品の取扱い

- (1) 県（県が指定する者も含みます。以下同じ。）が受賞作品を利用するにあたって、受賞者の氏名又は変名（ペンネーム）の表示をします。表示する氏名又は変名（ペンネーム）は、4の（4）によるものとします。
- (2) 県が受賞作品を利用するにあたり、その利用形態に応じて受賞作品の拡大、縮小、色調を変更したり、一部切除したりすることをあらかじめ承諾いただくものとします。ただし、県はこれらの改変であっても、受賞作品の本質的な部分を損なうことが明らかな改変はできないものとします。
- (3) 県は、前項以外の改変を行う場合は、あらかじめ受賞者の承諾を得るものとします。
- (4) 受賞者は、受賞作品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を言います。）を県に移転します。
- (5) 受賞作品については、受賞者にその原版（画像データ又はネガ（ポジ））を提出していただきますので、保管をお願いします。また、期日までに提出がない場合は、受賞が取り消される場合があります。原版の提出方法については、後日、受賞者へ通知します。

16 応募作品の取扱い

応募作品の所有権は、県に移転します。また、受賞作品以外の応募作品については、令和2年度中に処分を行う予定です。

17 その他

- (1) 受賞されなかった作品の著作権は県に移転しません。
- (2) 賞金等に係る税金については、最寄りの税務署に相談してください。
- (3) 応募に当たりご提供いただいた個人情報、本要領による事務のためにのみ使用します。
- (4) ご不明な点は、上記9に記載の「問い合わせ先」にてご確認ください。